第16回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月7日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名

4番 花澤一弘 1番 石 井 清 治 3番 佐久間 勝史 5番 繁田俊彦 和雄 7番 大野 雅 弘 6番 山嵜 10番 大 越 久 雄 雅夫 11番 田 中 幸 一 9番 中山 12番 渡 邉 美代子 13番 根 本 雅 史 15番 注連野 千佳代

16番 増 田 勉

5 欠席委員 2名

2番 石 渡 正 明 14番 山 口 壹 弘

6 出席事務局職員 4名

大野事務局長 石井副主幹 鈴木主査 斉藤副主査

◎開 会

令和5年7月7日午後2時00分 開会

○事務局長(大野博之君) それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたい と思います。

本日は、皆様お忙しい中、そして非常に暑い中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 皆さん、こんにちは。暑い中集まっていただいて、ありがとうございます。今日は、大変暑くなっていますけれども、これから水稲のほうなんかも、また仕事が始まってきますし、体調には十分注意して水分補給も忘れずになさってください。

先日6月の議会で農業委員会の補欠になっている人事の承認案件が出されたのですが、評価委員会で農業委員も2人出席していたのですが、それは議員さんのほうで否決になりまして、その件についてお話がありますので、それは最後にしたいと思います。 事務局のほうからしていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、始めさせていただきます。

○事務局長(大野博之君) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) ただいまより第16回農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、15名中13名出席ですので、会議は成立しております。 次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員、14番、山口壹弘委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長(注連野千佳代君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 9番、大越久雄委員、11番、田中幸一委員を指名します。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(注連野千佳代君) 日程第2、これより議案の審査を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。 大野君。 ○事務局長(大野博之君) 事務局の大野でございます。議案第1号の1について御説明 をさせていただきます。

議案の1ページを御覧ください。申請内容は、東京都港区在住の個人が市内在住の個人から売買によりまして所有権を取得し、当市へ転入されてハーブを栽培しようとするものでございます。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所につきましては、下泉字泉代となっております。整理番号1の1及び2ともに、のぞみ野地区の境から約100メートルほどのところに位置している場所でございます。

総会資料10ページの現地写真を御覧ください。

総会資料10ページでございます。整理番号の1の1につきましては、平坦な土地の形状でありまして、一部雑草が生えているような状況です。また、写真の左側に写っておりますけれども、土地の一部が便宜的に隣地への進入路として今現在使用されておりまして、土地の南側にはその隣接地の耕作者が使用されている農業用の資材を収めるような小屋が今設置されている状況でございますけれども、双方とも譲受人がその行為者と事前協議を交わしまして、それは撤去して農地としてできる状況に戻すというような話になってございます。

総会資料11ページの写真を御覧ください。整理番号の1の2につきましては、写真のとおり、雑草が繁茂している状況でありましたけれども、周辺域の雑草と比べますと背大が低いというようなことで草刈り等行ってからあんまり時間がたっていないような形の様子でございました。

戻りまして、総会資料の9ページを御覧ください。譲受人は、現在神奈川県の〇〇〇に畑を所有しておりまして、本人は耕作証明願、これを〇〇〇農業委員会に提出されまして、申請のとおり相違ない旨、証明された耕作証明書の写し、そこに添付されてございます。

農地法第3条の許可基準についてでございますけれども、1として、全部効率利用要件につきましては、権利を有している農地及び許可申請に係る農地、こちら全てについて効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることというふうになっておりまして、まず現在の権利を有している土地、これが○○○になりますけれども、この農地がどのようになっているかというような確認でございますけれども、書面におきましては先ほどお示ししたとおり、令和5年5月12日付で○○○農業委員会より耕作証明が出されておりまして、直近の現地の状況としては、さきの7月3日ですけれども、事務局のほうにおいて、○○○のほうまで出向きまして現地確認してきました。そのときに、作付等の耕作は見られませんでした。所有地一体にわたって草刈りが行われているという

ような状況が確認できました。許可申請に係る農地につきましては、さきに説明しましたように、整理番号1の1については一部草が生えておりまして、1の2につきましては一体的に草が生えておりますけれども、今後耕作するには支障がないような状況に見受けられました。

2として、農機具等につきましては、耕耘機、草刈り機を現在所有していまして、農 用車については今後取得する予定ということでございます。

3といたしまして、農作業常時従事日数につきましては、基準でございます150日、これを従事するというようなことから、要件を満たしてございます。

4として、地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力して耕作していくというようなことでございました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

4番、花澤一弘委員。

- ○4番(花澤一弘君) 6月30日15時過ぎに事務局の鈴木さんと現地を確認してきました。 現地は2か所あり、1つは雑草が生えているが使える農地であり、問題はないと思われ ます。もう一つは、近隣の畑の方が通路代わりに使っていること、それから、その農地 に小屋が置いてあることが問題ではあるのですが、この辺は片づけるということで、農 地として使う分には問題ないと思われます。御協議のほど、よろしくお願いします。
- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

16番、増田委員。

- ○16番(増田 勉君) 増田です。この資料を見たところで、耕作証明が神奈川であるのですが、これは、本人が耕しているかどうかというまでは確認は取れていないわけですか。農地は耕しているけれども、誰がやっているかまでは確認取れていないのでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。ご本人が現在のところは管理していると伺っております。
- ○16番(増田 勉君) そうですか。今回の物件についても懸念があるのですが、東京からこっちのほうまで来るとか、東京から神奈川まで行ってというのが、何となく違和感があるのと、確認をしたいことは居住エリアの予定地が近いということなのですが、どの辺に住む予定で、それはもう確定しているのか、全く分からないのだよ、いつ来るか

分からないのだよというレベルなのかによって、この土地をまた転作というか、誰かに 耕してもらって、東京に住みっぱなしで神奈川と千葉に土地を持つというようなことに はならないのかなという、懸念があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) ご本人様のほうに確認いたしましたところ、下泉か、のぞみ野、その周辺になるかもしれないなということで、どちらにするか、家を買うか、借りるかということでお話があります。それと、今現在は東京に在住しておりますが、今後従事する畑の近くに家を求めて家族全員で転居してきたいという話をされております。子供のほうは、まだ未就学児童という形になるのですが、居住の地区の中で通学しやすいということで、こちらの場所に決めたということでお話を伺っております。

以上です。

- ○16番(増田 勉君) はい。事務局の説明は確認しました。ありがとうございます。ただ、何か未定というのは少し心配だなというところがあります。 以上です。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質問はございませんか。 根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 根本です。この方は、今も○○に1反5畝ぐらいしか持っていないのですけれども、これは東京から通って自分で耕作しているということでよろしいのですか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) ○○の土地なのですけれども、購入時には○○○のほうの隣町、○○○というところに在住しておられたようです。以上です。
- ○13番(根本雅史君) では、今度は、転居して、その自宅の近くに農地を持ちたいとい うことですよね。
- ○議長(注連野千佳代君) 鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) こちらの農地を取得して、耕作していくようになれば、○○の 土地は処分するというお話を伺っております。以上です。
- ○13番(根本雅史君) では、もう一点、関連ですけれども、この方は多分ほかに職業を持って、これは1反5畝だから、家庭菜園程度のことしかできないと思うのですけれども、今、下限面積要件なくなりましたので、それは問題ないのですけれども、ほかにちゃんとした本業を持つという予定なのですか。転職するのですか、それとも今の仕事を

続けながら転居するということですか。

- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) 相談時に、私どものほうも農地の面積に関して、これは専業ではできないだろうということで何か本業とかをお持ちですかと確認をしております。ご本人からはウェブでホームページの制作とかを請け負って、自営業を営んでいるということで、そちらの収入があるということでしたので、畑をやりながらでも生活は維持できるのではないかと推察されます。

以上です。

- ○13番(根本雅史君) リモートでできるということですね。分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかにはございませんか。これは、この方、○○の土地を取得したのはいつぐらいなのでしょうか。事務局、鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) 平成30年5月25日に許可を得ております。 以上です。
- ○議長(注連野千佳代君) 分かりました。

ほかに質問はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。 よって、議案第1号の1について、許可と決定します。

◎議案第2号 国有財産一般競争入札に伴う入札参加の事前審査

○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第2号 国有財産一般競争入札に伴う入札参加の 事前審査を議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。 大野局長。 ○事務局長(大野博之君) 事務局の大野でございます。議案の2ページを御覧ください。 議案第2号につきましては、関東農政局が実施する国有財産一般競争入札に伴う入札参 加資格の事前審査でございます。

場所につきましては、蔵波鎌倉街道3311の15号の2、地目が畑、地積が991平方メートルとなっております。入札参加予定者は1名でございまして、今回落札された場合には農地の取得ということになりますので、農地法第3条の許可要件の審議をお願いするといったことになります。

総会資料12ページの位置図を御覧ください。場所は、図面左側に新堰公園の一部が写っていると思いますけれども、そこから東へ約500メートルほど行ったところに位置してございます。

総会資料の13ページから26ページにつきましては、関東農政局から送られてきた資料となりまして、27ページから30ページ、こちらにつきましては関係の法令の写し、31ページ、こちらには現地の写真を添付してございます。

農地法第3条の許可基準についてでございますけれども、総会資料の14ページを御覧ください。総会資料の14ページの3で示されております農地法第3条第2項、これの第1号から6号に示されるもので、これは全てにおいて許可基準を満たしていると思われます。

第1号については、全部効率利用要件でございまして、非耕作地はございません。農機具につきましては、畑作農家でありまして、トラクター、耕耘機、農用車を所有しており要件を満たしてございます。

第2号は、農地所有適格法人以外の法人が取得する場合ではないというために該当い たしません。

第3号の信託の取引による権利の取得でもないために該当いたしません。

第4号は、常時従事日数でございますけれども、世帯で450日を従事しており要件を 満たしてございます。

第5号は、所有権の権限について土地の貸付け、質入れではないため該当いたしませ ん

第6号は、地域調和要件ですけれども、今後も地域の農業の利用調整に協力して耕作 していくということでございまして、周辺の影響を及ぼすような営農はしないというこ とでございました。

総会資料の15ページを御覧ください。上のほうになりますけれども、これは農地法施 行規則第95条第1項とありまして、これにつきましては、売払いの相手方が農地の取得 後、耕作をできるかどうかというものの確認でございます。先ほど農地法第3条の許可 基準示しましたけれども、これのほかに総会資料17ページのほうに示されておりますように、現在畑5,740平方メートル、樹園地ということで9,616平方メートル、合計1万5,356平方メートルの農地を今現在有しておりまして、売払いを受けました後の農地につきましても、総会資料18ページにありますけれども、サツマイモ、落花生、果樹のポポーなど具体的な計画が記載されていることから、問題ないものと考えます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

11番、田中幸一委員。

○11番(田中幸一君) 11番、田中です。6月29日10時頃、事務局の大野事務局長と鈴木 さんと私の3人で現地確認を行いました。現地は畑で、雑草が伸び始めていた状態でし た。その後、申請者の方にお話を伺いました。取得後は果樹を栽培したいが、自分たち は高齢なので、今後40代の息子さんが会社の休みを利用して管理するそうです。先のこ とまで計画されておりましたので、特に問題はないと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号について、入札参加資格に支障はないとする方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については入札参加資格に支障はないものと決定いたします。

- ◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議 題といたします。

議案第3号の1及び2については関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 大野です。議案第3号の整理番号1及び2について御説明させていただきます。

議案の3ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人が所有する農地3筆、これを賃貸借により利用権設定いたしまして、農地2筆につきましては〇〇〇 用地に、1筆につきましては〇〇〇の駐車場用地として整備しようとする案件でございまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の32ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北東、約750メートル、奈良輪小学校の西側、約250メートルのところに位置しまして、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから2種農地と判断されます。

総会資料35ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画につきましては、対象の農地2筆に2階建ての○○○を建設の上、○○○用地として、今度は赤道を挟みまして北側の対象農地1筆には○○○用の駐車場用地、これは36台分を整備する計画でございます。

総会資料36ページの排水計画平面図を御覧ください。汚水とか雑排水につきましては、合併浄化槽、これにて処理後、市の管理します水路に接続して放流いたします。雨水につきましては、雨水貯留施設、こちらを設置いたしまして、放流量を調節した上で市管理の水路に接続して放流する計画となってございます。

造成につきましては、埋立て等はございませんで、整地のみを行う計画でございます。 所要資金につきましては、自己資金により賄うというような計画になってございます。 総会資料の37ページから41ページ、こちらのほうに建物の配置図、各階の平面図、駐 車台数の算定の資料、それと現地の写真というような形で添付させてもらっております。 説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び 現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

- ○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。根本委員。
- ○13番(根本雅史君) 根本です。では、2点ありまして、1点目は、これはもう既に埋立てしてありますけれども、これはいつ頃埋立てしたものかという点。2点目は、先月、これは何か境界の関係で取り下げられたという話がありましたけれども、どこが確定していなかったのでしょうか。その2点です。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、石井君。
- ○事務局(石井和樹君) では、事務局、石井です。まず1点目の埋立ての関係なのですけれども、こちらのほう申請者側でいろいろと調べた結果、昭和40年頃、どうやら潮干狩りのための駐車場なんかということで少し盛土をされていたということになっております。なので、大昔から今のようになっていたという形になっております。

それから、2点目の境界につきましては、総会資料で見ていただきますと、35ページ、 土地利用計画図を御覧いただければと思うのですけれども、35ページの土地利用計画図 で申しますと、申請地の西側に市の水路がありますが、その水路の反対側の地主さんと の境界がなかなか決まらなくてということで、先月取下げになったものでございます。 今回につきましては、こちらが決まりましたので、審議いただいているという形です。 以上です。

- ○13番(根本雅史君) はい、分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。 増田委員。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、石井君。
- ○事務局(石井和樹君) 増田委員のお話ございました駐車場のところ、総会資料39ページの駐車場台数のところでございますけれども、うち○○○○となっておりますが、これはあくまで駐車場算定数○○○ということです。あくまで駐車場算定台数のための資料になりますので、よろしくお願いいたします。
- ○16番(増田 勉君) ありがとうございました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

初めに、議案第3号の1について、討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 では、採決、別々にいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3及び4について、関連がありますので一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 大野です。議案第3号の整理番号3及び4についてご説明いたします。

議案 4 ページから 6 ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の土地所有者 2 名から農地17筆、計 1 万2,052平方メートルについて売買によりまして所有権を取得し、太陽光発電施設の用地として利用するという案件でございまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

なお、農地以外の土地1,341平方メートルを含みました事業全体の面積といたしましては、1万3,393平方メートルということになります。

総会資料の42ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ケ浦駅南東側、約 1.8キロメートル、千葉県立袖ケ浦高等学校の北東、約800メートルに位置する農地でご ざいまして、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、 第2種農地と判断されます。

総会資料の43ページから45ページ、こちらのほうに申請書の写し、46ページに譲受人である法人の登記事項証明書を添付してございます。

総会資料47ページの土地利用計画図を御覧ください。土地の利用計画につきましては、 対象農地に太陽光発電パネル2,329枚を設置いたしまして、発電事業を行う計画となっ てございます。切土、盛土は行わず、整地作業のみということになってございます。

排水計画につきましては、汚水、雑排水の発生はございません。雨水につきましては、 場内で自然浸透するというような計画となってございます。

所要する資金につきましては、譲受人である合同会社の代表である法人からの出資により賄う計画となっておりまして、当該法人からの出資証明書等で確認はされております。

総会資料の48ページ及び49ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 本案件につきましては、運営委員会案件ですので運営委員会 委員長に、委員長は今日お休みとなっておりますので、副委員長に審議の内容について 報告していただきます。

增田運営委員会副委員長。

○運営委員会副委員長(増田 勉君) 増田です。今お話しいただいたように、山口委員 長が今日欠席ですので、今回初めてなのですが、副委員長の私のほうから委員会の内容 についてご報告を申し上げます。

6月30日に、この運営委員会を開催しまして、現地の調査及び関係者からの状況確認をさせていただきました。申請地、この土地の物件は、平成通りの切り通しみたいにすごく斜面になった上のほうにありまして、隣が○○で、そこに隣接する高台のすごく平坦な土地になります。

この現地で、申請代理人に出席していただいて、申請農地を確認をさせていただいて、 事業説明をいただきました。主な質疑内容について一部ご報告します。先ほど事務局長 のほうからお話があったように、砕石は敷かないと。あとは、その草刈りをしてメンテ ナンスをしていくと。雨水については、自然浸透とすると。このような説明がございま した。

その後、審査会をこの農業センターで実施いたしまして、各委員から出席していた代理人のほうとの質疑をさせていただいて、様々な質問をさせていただきました。その一部についてご報告します。太陽光発電事業全般に関する質問、これについては、固定価格買取制度の販売先や売電計画についての説明のほか、隣接農地の耕作状況、工事完了

予定などについても報告を、説明をしていただきました。運営委員会委員による採決の 結果でございますが、全員一致にて許可すべきものという判断をさせていただきました。 報告は以上です。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

渡邉委員。

- ○12番(渡邉美代子君) 12番、渡邉です。このパネルを設置するに当たって車なんか、 トラックとかの入ってくる道とかというのは大丈夫なのでしょうか。
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局、石井君。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。総会資料の47ページが土地利用計画でございますので、そちらを見ていただければと思うのですが、申請地の北側部分に市の赤道がございます。この赤道の部分から進入して工事をするというお話になっておりまして、道が結構狭いところがありますので、一時的に大きな車両が通るときには、○○のご協力をいただき、○○のところを通らせていただくというようなお話になっております。以上です。
- ○12番 (渡邉美代子君) 分かりました。
- ○議長(注連野千佳代君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

初めに、議案第3号の3について、討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

すみません、暫時休憩いたします。

休憩

再

○議長(注連野千佳代君) 再開いたします。

次に、議案第3号の4について討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の4について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

- ◎議案第4号 令和5年度第4次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- ○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第4号 令和5年度第4次農用地利用集積計画書 (案)の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長(大野博之君) 大野です。議案第4号の令和5年度第4次農用地利用集積計 画書(案)についてご説明いたします。

議案第4号は、別冊となってございます。10ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が5件でございまして、そのうち1件が農地中間管理事業によるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けい たします。

質疑はございませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。 よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

- ◎追加議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- ○議長(注連野千佳代君) 次に、追加議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の 最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局に説明を求めます。

斉藤君

○事務局(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。私のほうからご説明いたします。今回の資料について、事前にお渡しできなくて申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定で点検・評価の結果を公表することが定められておりますので、別冊の資料のほうでご説明させていただきます。

まず、1ページ目なのですけれども、農業委員の構成と農地利用最適化推進委員の人数、それと、2が農家・農地等の概要ということで形態数や農業者数を、下段のほうが耕地面積を掲載しております。

続きまして、2ページです。2ページでは、最適化活動の実施状況ということなのですけれども、農地利用集積、先ほどの議案でありましたけれども、これが、これまでの集積面積260~クタールということで10.6という結果になっております。

目標のほうにつきましては、令和5年度が最終になっているのですけれども、32%ということで、このままだと厳しい状況ではあるのですけれども、一応このような形で掲載させていただいております。

実績のほうなのですけれども、③です。こちらが令和4年度新規集積面積7.1で、年度末の集積率15.5%ということで、少し目標に近づいております。もともとの目標が少なかったので、達成率が100%超えてしまっている状況になっています。それで、農業委員会の点検結果というところが、皆さんが審議していただきたいところになっています。目標以上に集積が進んだ。引き続き集積の推進に努めるというようなコメントさせていただいております。

続きまして、遊休農地の発生防止と解消です。こちらは、現状のほうは御覧の数字になっておりまして、目標については緑区分、遊休農地の緑区分です。29へクタール解消目標としましょうということにして、次の3ページになりますけれども、こちらが第1号遊休農地の黄色い部分のほうです。こちらが解消を29へクタールというようなことで目標を定めております。それに対する実績なのですけれども、こちらは37ということで

目標を達成しているのですけれども、農地の転用であったりとか地目変更、それと、今回、遊休農地の調査の中で明らかに道路になっているとか、道路ののり面であったりとか、そういった施設に付随して農地のままになっているところについては分かる範囲で遊休農地のところから外しました。それもあって面積が増えているというようなことになります。

事務局のほうでは、推進委員の皆さんと一緒に調べた遊休農地について、今回リストを作りまして、面積順に並べて遊休農地を利用して事業、農地にしたいという方も含めてなのですけれども、そういった方にお見せして、ここでどうでしょうかというようなことで遊休農地のほうを減らすようなお話を進めております。それもありまして、新規就農を希望する方に緑区分を含めて利用の意向を確認していくということで記載しております。緑区分、黄色い部分の遊休農地で一定面積以上のリストを作成したというようなことで記載させていただきました。なかなかまとまっている用地があるところで、農地つきのキャンプ場を造りたいというようなお問合せもあったのですが、それで、リストも利用してお見せしたのですけれども、道路の進入路がないとかということで、なかなか遊休農地の解消というのは難しいところです。

それで、農業委員会の点検結果のほうに移りますけれども、そういったようなお話もありまして、荒れた遊休農地では耕作者のほうがなかなか見つからないということや、意見交換会のときにもお話をいただいているのですけれども、有害鳥獣の被害が年々増加しており、遊休農地化が進んでいるというようなことで、ここに記載させていただいております。

続いて、新規参入の促進です。昨年度、目標としては新規就農の会議のほうに農業委員さん、もしくは推進委員さんに参加していただくというような計画を立てていたのですけれども、こちらのほう参加ができなかったということで実績のほうがないものでございます。ただ、新規の次の4ページになりますけれども、昨年度は4経営体のほうの参入がありましたので、一応目標のほうは、こちらは何とかできているというふうになります。次が新規参入のほうです。農業委員会の点検結果、遊休農地を耕作する参入経営体は少なかったのですけれども、新たな経営体参入の際は、遊休農地の耕作を勧めてまいりますというようなことで記載をさせていただきました。

続きまして、最適化活動の活動目標ですけれども、こちら推進委員さんのほうにもお見せして、月に6日ということは国のほうから来ていますよということでお伝えしてありますが、その数字をそのまま載せておりますが、地域によっては地域計画を策定しているところがあります。そういったところなんかはよく集まりがあるというようなことで、活動日数も多くなっているというようなことで伺っております。こちらのほう、目

標のほうは、こちら意見交換会の際に講師を招いていろいろとやっているところなのですけれども、昨年度3回意見交換会のほうの中でお話のほうさせていただきました。内容が、順番が違っていたりとかしますけれども、記載させていただきました。

続いて、5ページです。5ページのほうなのですけれども、これが先ほど順序を間違って言ってしまいましたけれども、新規参入相談会への参加というのを、計画1回のところをゼロ回ということで、できなかったということで、評語という表現の中でこの表現でいいのかというところもご指摘を受ける可能性あるのですけれども、できていないので、そのまま書かせていただいております。

それで、その下が、推進委員等の点検・評価結果ということで、推進委員さんのほう 先ほど地域計画を策定している地域が4地区ありますので、そちらの地区はそちらのほ うの会合とかもあるというふうに伺っておりますので、期待を上回る結果のほうに4結 果、そのほかの方につきましては、活動記録簿を提出していただいておりますので、そ ちらのほうも月に1回以上全て結果が、クリアをされているということで、そちらのほ うに入れさせていただいております。

続きまして、6ページでございます。こちらは、事務のほうの実施状況でございます。 昨年度は4月に臨時総会がありましたので、そこだけ2回、あとは月1回の開催という ことになっております。

農地法3条に基づく許可事務については、御覧のとおりでございます。

次が農地転用に関する事務でございますが、権限移譲は袖ケ浦市は受けておりません ので、丸はつけません。処理件数については御覧のとおりです。

違反転用への対応でございますが、残念ながら若干と違反転用の面積が増加しております。解消したところもありましたので、こちらに掲載をさせていただいております。 こちらについて総会のほうに諮りまして、ご了承いただければ公開していくというような流れになっておりますので、何かご意見等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

○議長(注連野千佳代君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

議案第5号について討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(注連野千佳代君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第5号について、原案に賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(注連野千佳代君) 賛成全員でございます。 よって、議案第5号については原案のとおり決定いたします。

◎報告事項

○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局に説明を求めます。石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号 の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件についてご報告いたします。

議案の7ページを御覧ください。今回報告する案件につきましては、令和5年5月1日から5月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は1件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

- ○議長(注連野千佳代君) 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(注連野千佳代君) 事務局から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(注連野千佳代君) 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(注連野千佳代君) これをもちまして第16回農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午後2時59分 閉会